

# いわて純情米新春 Twitter キャンペーン実施業務委託

## 業務仕様書

令和4年 11 月

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会

## 1 業務の概要

### 1 目的

いわて純情米の Twitter を活用して新春時期に合わせたキャンペーンを実施することにより、岩手県産米の知名度向上、販売促進及び需要拡大を図ることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) Twitter キャンペーンの実施

新春時期に合わせた PR 効果の高いキャンペーンを実施すること。(実施内容は、提案すること。)

【実施時期】 令和 5 年 1 月

【回数】 1 回以上

【留意事項】

- ・ キャンペーンの賞品には、岩手県産米を用いること。
- ・ 契約期間内に抽選及び賞品発送までの事務を行うこと。

#### (2) Twitter アカウントの運用及びランディングページの制作

いわて純情米キャンペーンアカウント (@iwate\_kingincp) を運用し、キャンペーン情報等の投稿をすること。また、キャンペーンの概要を紹介するランディングページを作成すること。(アカウント運用及びランディングページデザインについては、提案すること。)

【運用概要】

ア キャンペーン投稿：1 回以上

イ その他の投稿：必要に応じて（関連情報、賞品紹介、コメント対応等）

ウ (1) のキャンペーンの広告運用（Twitter 広告を想定）

エ 問い合わせ対応

【制作物】

ランディングページ（キャンペーンの概要や応募方法が分かるもの）

※ サーバーは事務局で準備するもの。(いわて純情米HP (<https://iwate-kome.jp/>) を想定)

#### (3) 実績報告書の作成

上記(1)、(2)に係る実施経緯及び結果をまとめた実績報告書を、書面及び電子データで提出すること。

### 3 留意事項

以下の事項に留意し、事業実施すること。

- (1) 協議会、その構成団体、県内の生産者及び生産者団体等が行う県産米及び各種プロモーション活動と十分に連携し、相乗効果を発揮できる内容とすること。
- (2) これまでに構築されている県産米のイメージを踏まえるとともに、特徴及び栽培地域等について十分に理解した上で事業実施すること。
- (3) 協議会及びその構成団体が有する既存の情報発信ツールと連携し、効果的な情報発信となるよう配慮すること。

## 2 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協議会に対して文書で報告しなければならない。

### (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 協議会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協議会は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、協議会に対して文書により通知しなければならない。

### (3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から協議会に移転することとするが、その詳細については、協議会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

### (4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

### (5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。